



# 島根県報

平成21年5月19日（火）

第2,086号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
保安林の指定(4件)	(森林整備課)	2
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	4
国土調査の指定	(用地対策課)	5
県が管理する港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務の委託の解除	(港湾空港課)	6
県が管理する港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務の委託	( 〃 )	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6

### 【公 告】

平成21年度危険物取扱者保安講習の実施	(消防防災課)	7
基本測量の実施(2件)	(用地対策課)	8

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	(病院局)	8
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	( 〃 )	9

### 【雑 報】

平成21年度消防設備士試験の実施	(消防防災課)	10
------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第398号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社もくれん	通所介護	デイサービスもくれん	出雲市松寄下町1286-1	平成21年 5月11日
	介護予防通所介護			

**島根県告示第399号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡日原町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地 1

## 2 就任年月日

平成21年 3月26日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

林 昭三 鹿足郡津和野町青原785番地 1

**島根県告示第400号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町布施潰山28、29-3、29-7、30-1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2524、2525、2526-1、2526-2、2527-1、2527-2、2528-1

##### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 保安林の所在場所

大田市仁摩町大国字坊迫1393、1395-1、1395-2、1396、1397、字防迫3785-5、3785-7から3785-9まで、3785-11、字防迫北平3790-1

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

仁摩町大国字坊迫1393、1395-1、1395-2、字防迫3785-5、3785-7から3785-9まで、3785-11、字防迫北平3790-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 保安林の所在場所

大田市仁摩町大国字タチン場1621、字寺山1624、3671、字出口下モ1649、字畠坂1650－1、3697、字出口1652－1、字鶯ヶス1663、字茶ノ兼奥3694、字元屋敷3695、字流谷3696、字畑坂3697－2、字ニカキ山3699、字紙田屋上エ3700、字相談平3707

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

仁摩町大国字タチン場1621、字寺山1624、字出口下モ1649、字畠坂1650－1、3697、字出口1652－1、字畑坂3697－2、字ニカキ山3699、字相談平3707

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第404号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

大田市温泉津町今浦ハの1248 板木勝也

〃 温泉津イ665 難波政行

〃 小浜口179 川村久信

イ 加入区

温泉津町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

浜田市瀬戸見町29 安達 悟

〃 下府町1440-1 江川賢一

〃 熱田町867-3 山本硯治

イ 加入区

浜田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

益田市木部町イ1290-8 川崎哲男

〃 中須町478-7 大賀初巳

〃 飯浦町イ846-2 升岡 修

イ 加入区

益田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

---

#### 島根県告示第405号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

---

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成21年 5月11日	津和野町	中座工区③地区	告示の日から平成22年 3月31日まで

**島根県告示第406号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、隠岐郡知夫村1696金築秀夫に委託していた島根県管理港湾来居港の港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務については、平成21年 3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第407号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県管理港湾来居港の港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務を平成21年 4月 1日から隠岐郡知夫村1745-2下廣幸雄に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第408号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称 西里Ⅱ（追加）

(2) 土地の表示

昭和62年島根県告示第253号で指定した標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱39号を結んだ線、標柱39号から標柱44号までを順次に結んだ線及び標柱44号と標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町都万井島2863番 2	1号
〃 〃 2865番 1	2号
〃 〃 2863番 2	39号
〃 〃 2867番	40号から42号まで
〃 〃 2841番 1	43号
〃 〃 2841番 2	44号

2(1) 区域の名称 三之瀬

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次に結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線により囲ま

れた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
鹿足郡吉賀町柿木村福川416番2	1号
〃 〃 〃 1413番1	2号及び3号
〃 〃 〃 415番4	4号

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成21年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 講習の対象者

- (1) 平成20年4月1日以降に危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった危険物取扱者（平成19年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

### 2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

### 3 講習科目及び時間

#### (1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

#### (2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13時00分から14時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	14時00分から16時00分まで

### 4 講習の期日及び場所等

月 日	開 催 地	会 場
6月24日（水）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月8日（水）	松江市	テクノアークしまね
7月16日（木）	出雲市	出雲市民会館
8月26日（水）	益田市	ジャストホール
8月27日（木）	浜田市	浜田建設会館
9月1日（火）	安来市	島根東部地域職業訓練センター
10月29日（木）	大田市	あすてらす
11月17日（火）	松江市	テクノアークしまね

### 5 受講申請

#### (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター

各事務所

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請」と朱書すること。

(3) 受付期間

各開催日10日前まで

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付すること。

6 問合せ先

〒690-8501

松江市殿町1 島根県庁7階

島根県危険物保安協会連合会

電話0852-22-6752

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間

平成21年 5月20日から平成22年 3月31日まで

3 作業地域

県内全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

2 作業期間

平成21年 5月 1日から平成22年 3月31日まで

3 作業地域

松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平



成7年政令第372号)第11条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成21年5月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

106,415,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成21年5月19日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院情報システム管理室情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

80,653,377円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

## 雑

## 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成21年 5月19日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

## 1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

## 2 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

平成21年 8月23日（日） 午前の試験 8時30分から  
午後の試験 12時45分から

## (2) 試験の場所

松江市及び浜田市

## 3 受験手続

## (1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

## (2) 受験願書受付期間

平成21年 6月25日から 7月 9日まで（郵送の場合は、7月 9日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

## (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

## 4 その他

## (1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）及び各消防本部

## (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

## (3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852-27-5819 FAX0852-25-8242